

事務連絡
平成30年6月4日

薬局開設者
薬局管理者様

北九州市保健所長 吉本 勝彦

薬剤師以外の者による調剤補助行為について

平素より、北九州市の薬事行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局等における調剤業務については、薬剤師法第19条により、薬剤師でない者が販売又は授与の目的で調剤してはならないとされているところです。

これに関して、厚生労働省から「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について（平成27年6月25日薬食総発0625第1号）」が通知されておりますが、本通知は個別事案の発生に伴い、当該行為についての解釈が示されたものであります。

薬剤師が行うべき調剤行為への該当性については、一律に示せるものではなく、個別具体的な状況から判断されるべきものであり、薬剤師以外の者による調剤補助行為についても、一律に不相当と取り扱うことは必ずしも適切ではないと考えられます。

この点については、市内での取り扱いについても問い合わせがあったところであり、北九州市保健所から調剤補助行為について指導を受けられた薬局等を含め、御質問、御相談を希望される場合は、下記までお問い合わせください。併せて、今後も、薬局等の調剤業務におきましては、法規制の趣旨に鑑み、医薬品の安全性の確保等を担保していただくようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

北九州市保健所 医務薬務課 薬務係

093-522-8766

※H30.4.1より薬務係の専用電話ができました